

令和7年3月7日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

令和6年度中及び令和7年度以降の診断基準等のアップデート  
に係る取扱いについて(追加)

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療費助成の対象疾病に係る、令和6年度中及び令和7年度以降の診断基準等のアップデートに係る取扱いにつきましては、本会より、令和7年2月18日付でご連絡申し上げたところですが、本通知は、今般、改正の前後で支給認定の対象が狭まる疾患が新たに明らかになったこと等を踏まえ、厚生労働省より事務連絡が発出されたことをお知らせするものです。

本事務連絡の主な内容は、以下の通りとなっております。

1. 患者の方などに向けた説明参考例について

令和6年度の取扱いについて、一度不認定となった方についても、再度認定となる場合があること、また、令和7年度以降は新たな重症度分類が適用されるため、再度不認定となる場合もあることから、患者の方などへ向けた説明の参考例が作成されております。

2. 対象病患の追加について

新たに下記の病患についても、改正の前後で対象者の支給認定範囲が狭まる可能性のある事例が自治体から報告されているため、その取扱いについて、ご連絡しております。

- ・ 告示番号21：ミトコンドリア病
- ・ 告示番号72：下垂体性ADH分泌異常症(中枢性尿崩症)

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<事務局>

大阪府医師会 地域医療2課 吉田、松岡  
TEL：06-6763-7002/FAX：06-6765-3737